

同一労働同一賃金制度への対応について

制度概要

2020年4月1日より施行された働き方改革関連法に基づき、派遣労働者に対する待遇の公正性および透明性を確保するため、「同一労働同一賃金」の適用が義務付けられています。本制度は、雇用形態にかかわらず、同一の業務に従事する労働者が不合理な待遇差を受けないことを目的としています。

派遣元事業者は、以下のいずれかの方式により待遇を決定します。

- 派遣先均等・均衡方式
- 労使協定方式

当社では、派遣先企業様の多様な職務内容および派遣労働者の働き方に対応するため、両方式を併用しております。

当社方針

- 関連法令に基づく適正な待遇決定の実施
- 派遣労働者の職務内容・能力等を踏まえた公正な処遇
- 派遣先企業様との適切な情報共有体制の構築
- 継続的な制度運用の見直しおよび改善

派遣先均等・均衡方式

派遣先企業における通常の労働者（正規雇用労働者）との比較に基づき、不合理な待遇差を排除することを目的とした方式です。

対象となる待遇は以下のとおりです。

- 基本給
- 賞与
- 各種手当
- 福利厚生
- 教育訓練
- 安全衛生に関する待遇

均等待遇と均衡待遇の区分を以下の表に示します。

区分	定義
均等待遇	同一の職務内容である場合、同一の待遇決定基準に基づき処遇を決定する方式。
均衡待遇	職務内容、責任の程度、配置転換範囲等を総合的に勘案し、不合理な待遇差が生じていないかを個別に判断する方式。

比較対象労働者の範囲は以下の通りです。

- 職務内容が同一である労働者
- 職務内容および責任の程度が同一である労働者
- 配置転換の範囲が同一である労働者
- 上記に相当するパートタイム・有期雇用労働者
- 当該職務に新規採用した場合を想定した労働者

労使協定方式

派遣元事業者が労働者の過半数代表者と締結する労使協定に基づき、賃金および待遇を決定する方式です。当社では、法令に定められた要件に従い、適正な協定を締結しております。

賃金決定に関する基準

- 同種業務に従事する一般労働者の平均賃金以上であること
- 厚生労働省が公表する統計資料（求人賃金）を基準とした算定方式の採用
- 能力、経験、成果、意欲等の向上に応じた改善措置
- 地域調整については厚生労働省通達に定める派遣先の所在地に応じた「地域指数」を用いる

協定の適用範囲および有効期間は以下の表のとおりです。

項目	内容
協定締結	過半数代表者との書面による協定を締結済み
適用対象	原則として、当社と派遣労働契約を締結する全派遣労働者を対象
対象外とする場合	就業機会が著しく低下する場合等、協定対象外とする場合あり
協定の有効期間	2027年3月31日まで

協定期間

労使協定方式における協定の有効期間は、2027年3月31日までです。

総括

当社は、同一労働同一賃金制度の趣旨を踏まえ、派遣労働者の待遇改善および派遣先企業様との適切な連携を通じて、公正かつ透明性の高い制度運用に努めております。今後も法令遵守を徹底し、より良い就業環境の整備に取り組んでまいります。

会社情報

項目	詳細
会社名	有限会社ジャンル
所在地	山梨県韮崎市中島2丁目6番19号
連絡先	TEL 0551-22-8376 FAX 0551-22-8317
取締役社長	野島 亮